

陳情第二号(仮称)市民会館および公民館の使用料に関する陳情書の審査報告書は、お手元に御配付のとおりでございます。

(陳情審査報告書朗読省略) 別添参照

本陳情書の審査の補足説明をいたします。

本陳情第二号は、昨年九月の定例会において付託されて以来、五回にわたって慎重に審査を重ねてきたわけであります。このたび、本定例会に、理事者より、市民会館条例および公民館条例が提出され、その内容などとともに、比較検討の結果、当委員会としても最終結論を出した次第であります。

三月十八日の委員会において、陳情書の第一項、「市民が営利を目的としな、教育、学術、文化の活動のための使用の場合は、その使用料を無料とされた」ということですが、この点は市民会館全体を指しているのかどうかという点について不明確な点があるということから、当日、陳情者より確認をしようということになり、休憩中、私も正・副委員長で確認したところ、陳情者側より、教育、学術、文化の活動は、飽くまでも公民館活動であるという、この点を総務委員会の各委員に御報告、委員会としてはこの一項は、公民館を指している旨を確認し、再度審査をしたわけ

であります。そこでこの第一項が公民館とするならば、先ほど可決決定した公民館条例と照らし合わせ、公民館という施設で行うなら当然無料となり、第一項は採択してもいいのではないかと意見が一致した次第であります。

又、第二項の「大ホールを無料もしくは減額していただく」という点については、先ほど決定した市民会館条例において、いかなる使用目的であっても、かかる施設を維持管理していく上において、財政的問題もあり無料又は減額することはできない。

さらに第三項の「小ホールの部分を公民館の一部にしていただく」ということと、第四項の「福祉会館の二階、三階の部分を公民館の一部にしていただく」という点については、それぞれの施設の目的があり、公民館とすることは困難であり、実質的には福祉会館の二階、三階は社会教育活動として使用する場合には支障ない状態である等の理由から、当委員会としては同陳情第一項は採択、第二項、第三項、第四項は不採択と委員会全員において決定した次第であります。

何とか当委員会決定どおりお願い申し上げ、審査の補足説明といたします。

○議長(貫井喜代次君)

以上で委員長の審査報告は終わりました。これより委員長報告に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(貫井喜代次君)

以上で質疑を終わります。

本陳情書に対する委員会の報告は、一項は採択、二項、三項、四項は不採択と決定であります。

これより項ごとに採決いたします。

○議長(貫井喜代次君)

お諮りいたします。

陳情第二号中第一項は委員会報告どおり採択とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(貫井喜代次君)

御異議なしと認めます。

よって第一項は委員会報告どおり採択と決定いたしました。

続いて陳情第二号中第二項、第三項、第四項について起立によって採決いたします。お諮りいたします。

第二項、第三項、第四項は採択とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(貫井喜代次君)

起立がしてあります。

よって陳情第二号中第二項、第三項、第四項はそれぞれ委員会報告どおり不採択とすることに決定いたしました。

○議長(貫井喜代次君)

次に日程第十八議案第二十号昭和五十一年度福生市一般会

計補正予算(第九号)を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

(企画財政課長 上野重勝君登壇)

○企画財政課長(上野重勝君)

御指名をいただきましたので、

議案第二十号昭和五十一年度福生市一般会計補正予算(第九号)につきまして提案理由並びにその内容について御説明を申し上げます。

本予算は、新たにここで交付されることになりました特別交付税四千百五十万五千円を財源といたしまして、その全額を都市施設整備基金として積み立てをすること、第二点では武蔵野台一号線の工事費の防衛施設庁補助金一千七百五十五万四千円及び起債の増加分一千三百六十万円その他補助金等を財源といたしまして、その額を予備費に計上した次第でございます。

又、予算特別委員会で御指摘をいただきました、交通安全協会の福生市分の服の補助金につきましては、歳出において組みかえをいたしてございます。

この結果、歳入歳出の予算の総額は既決予算額七十四億六百六十一万七千円に今回七千四百三十九万三千円をプラスいたしましたして、その総額を七十四億八千一百二十万と定めようとするものでございます。

三ページは地方債の補正でございますが、この補正につきましては、従来先決処分等によつて三月三十一日付で地方債の補正を行わせていただいておりますが、この予算編成時点までに確定をいたしました起債の分につきましては、所要の補正を行ったものでございまして、第二小学校増築事業分につきましては三千七百五十万円で二百五十万円の減額となっております。又、第七小学校増築事業分といたしましては二千六百九十万円で六十万円の増額でございます。又、第三中学校の増築事業分三千四百五十万円、今回一千五百四十万円の増額となっております。なお、この第三中学校増築事業と申しますのは、いわゆる、公団立てかえ金の分を新しく増築事業として計上したものでございまして、九月の四号補正において計上いたしました但、今回さらに一千五百四十万円の起債が認められたわけでございます。

歳入について御説明を申し上げます。

その中の地方交付税、今回、特別交付税が四千百五十万五千円追加交付になりましたので、ここに歳入として計上した次第でございます。この結果特別交付税の総額は一億七千三百七十二万四千円と相なります。なお、普通交付税は六億七千五百十四万九千円でございますので、合わせますと地方交付税の総額は八億四千八百八十七万三千円という金額に相なる次第でございます。

次の、国庫支出金の国庫補助金、土木費の国庫補助金でございますが、これは武蔵野台一号線の舗装工事費として、防衛施設庁から今回補助金が新たに交付されたものでございまして、なお、この工事につきましては、予備費をもつて施行いたしてございます。

次に都の支出金のうちの教育費の都の補助金として、今回二十四万六千円の増額でございますが、その内訳は、第二小学校増築事業の補助金、それから第七小学校増築事業の補助金がそれぞれ比較対照の減額等に伴いまして、第二小学校におきましては三百六十五万九千円、第七小学校におきましては五百三十二万五千円の減額と相なるものでございまして、なお又、第三中学校増築分につきましては先ほども説明

の住宅公団立てかえ分につきまして九百二十三万円の東京都の補助金が今回新たに交付が決定したものでございます。

次のページの都の委託金でございます。総務費の都の委託金としまして百四十八万八千円の追加でございますが、これは衆議院議員選挙関係の補助金が今回増額になりましたので、ここに計上した次第でございます。この結果、衆議院議員選挙費の補助金の総額は四百四十八万八千円と相なるものでございます。

次に市債について御説明を申し上げます。四番の教育債におきまして一千三百六十万円の追加計上でございますが、その内訳については説明欄に記載のとおりでございます。

次に歳出について御説明を申し上げます。

歳出の総務費の総務管理費、九番の交通安全対策費におきまして、説明欄におきまして交通安全協会負担金を七十万円減額をいたしまして、交通安全協会福生支部制服購入費補助金として七十万円を計上しまして、内容を変更した次第でございます。次の選挙費、衆議院議員選挙費におきまして、今回百四十八万八千円の追加の補助金が参りましたので、これは一般財源と振りかえを行ったものでございます。

次の土木費の道路河川橋りょう費、七番の緊急道路整備費におきまして、これも先ほど御説明を申し上げましたように、防衛施設庁の補助金一千七百五十五万四千円が交付されることになりましたので、財源の振りかえを行ったものでございます。

次の教育費の小学校費、学校整備費におきまして、これも補助金あるいは又起債の減額等に基づきまして一般財源を充当したということでございます。次の中学校費、学校整備費におきまして、これも補助金が九百二十三万円、地方債が一千五百四十万円追加決定をいたしましたので一般財源との振りかえを行った次第でございます。次の諸支出金の都市施設整備基金四千五百五十万五千円の計上でございますが、これも先ほど説明のとおり、今回新たにこの金額を積み立てるものでございます。

又、予備費におきましては、余剰財源となりました三千二百八十八万八千円を計上いたしまして、予備費の総額を六千八百七十三万四千円といたしました次第でございます。以上、大変難読でございますが、議案第二十号に対する提案理由並びにその内容説明としていたしたいと思います。

よろしく願います。

○議長(貫井喜代次君)

以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

○二番（松山清君）

二、三お尋ねしたいんですけれども、一つは、地方交付税の特別交付税が三月の年度末になり、決定してここに計上されているわけですが、確定がされたのはいつか。それから、財政担当の方といたしまして、いずれにしてもこの特別交付税は、新法の八条関係の自己負担の二分の一を大蔵大臣が交付するというような形で戻ってきているわけですが、一定の金額については予測されたのではないかと思いますが、その辺は予測されなかったのかどうなのか、かり言葉で繰り越したということだではないと思いますが、一応の予測としてはかなり以前からあったんではないかと思ひます。その辺をひとつ説明していただきたいと思ひます。

それから、この年度末にきてこういう実態の編成になっておるんですけれども、たとえば今度五十二年度の当初予算を見ますと、起債が二億三千九百万円と、それ以降元利償還が三億六百万円というふうにな元金償還分と、うのは多いわけですが、このような補正をしている段階で一定の財源がきていられるわけですが、そういう点で古い起債についての繰上償還ですが、そういう考えは持たないのかどうなのか。もし持たない、現在持てないと思うんですけれども、どう、理由でそういうふうになっておるか、

その辺についてひとつお聞きしたいと思ひます。

○企画財政課長（上野重勝君）

第一点の特別交付税の確定をした時期でございますが、これは電話で私も連絡を受けましたのは三月十八日だったと思ひます。それから、ある程度前に予測がつかなかったのかということでございますが、特別交付税の交付内容につきましては、私どもは予測はできない状態でございます。

それから起債についてですが、これは、起債は一定の法則に基づいて許可をされ、十年あるいは三十年というふうな長期にわたる償還をするものでございまして、現在の財政の状態から見ますと、これを繰上償還することについては考えておりません。なお又、繰上償還をするようなことになりまして、財政的に相当余裕があるというふうな見方から、次の起債の許可というものに影響をしますので、現時点ではそのようなことは考えておりません。

○二番（松山清君）

そうしますと、特別交付税については予測できなかったということですね。起債の元利繰上償還の問題なんですけれども、そういう考えはないわけですが、もし、しかし、このようなきに私としては建設的な考えで、いくならば、古いものをむしろ償還をした方がよくはないかと思うんですけれども、それで、償還すれば余裕が出る

と、たとえば起債を受ける場合にも都合により償還期間を短縮することでもできるといふふうに書かれてあるんですけれども、全くこれは死んだ文句なのかどうか、その点をひとつお聞きしたいと思います。福生市では過去にやったことがあるのかどうか伺いたい。それから基金の都市施設整備基金の問題なんですけれども、この運用について現時点において今後どのように運用していくのか、財政調整基金という形だけでもいいのかどうか、その点をもう一度改めてお聞きしたいと思います。

○企画財政課長（上野重勝君）

起債はやはり長期にわたって借り入れる期間がございまして、たとえば現在のような経済情勢の中ではある程度経過した時点ではこの金額というのは非常に償還が悪くなるということで、現実には、たとえば昭和三十年当時、学校を造るのに三百八十万円程度の起債でも学校ができたわけですが、いま、ここで償還が終わりましたが、全くその三百八十万円なんていう金額は当時においては想像もつかない金額でございまして、そういう意味から言っても福生のような経済情勢の中では長期に借りたものについてはお借りして返していった方が得であろうと思いますし、それから、先ほども御説明を申し上げましたが、起債の繰上償還というようになりますと、財政事情が非常に豊かだということで起債の許可が減るといふようなことも考えられます。

すので、起債の繰上償還ということとは全く考えておりません。

基金につきましては、都市施設整備基金というふうには、明細にもうたつてありますし、おり、主として建設等に要する財源として充当した、というふうには考えておりますし、又、現実には今後ある程度の、又、補助事業あるいは又区画整理の新設等も予想されますので、それらに対する財源として留意をしていきたいと考えますし、それから又、今後日をかえてその他等におきまして又財源が必要となると、いうこともございします。それらを考えあわせますとその時点でいろいろ又その他の財政需要等も出てくると思いますので、それらを勘案の上対処していきたいと思ひます。

○議長（貫井喜代次君）

以上で質疑を終わります。

この際討論の通告がありますので、これより討論を行います。

討論については会議規則第五十一条の規定に従い、最初に反対者から発言を願ひます。反対者二番松山清君。

（二番 松山 清君登壇）

○二番（松山清君） 議案第二十号昭和五十一年度福生市一般会計補正予算（第九号）について反対討論をいたします。

五十一年度予算を通じまして、地方財政危機というようなことに名を借りて、住民要求に冷たい態度をとつて多額の財源を残してまいりましたが、これが九号補正においてついに都市施設整備基金への積み立てが一億円を突破するということになりました。これは、とりもなおさず本来五十一年度中に市民に当然還元されているべき性質の財源であります。市民から見れば市当局が一定の財源があるにもかかわらず、その政治姿勢というようなところからこれを翌年度以降に回してしまうという、全く市民不在の処置で事を済ませようとしております。

又、五十二年度以降においても、積み立てられた基金が、五十二年度当初予算を見てもおわかりのように、市民に十分還元されると、いうことにはなっておりず、単に財政運営の調整と、いろいろな目的で使用されると、いう可能性は十分にあります。このような予算の運営を行つてきております五十一年度予算の最終的な補正予算について、私は反対をするものであります。

以上簡単ではありますが、  
反対討論いたします。

○議長（貫井喜代次君）

次に賛成者五番森田治男君。

(五番 森田治男君登壇)

○五番(森田治男君) 議案第二十号 昭和五十一年度福生市一般会計補正予算(第九号) に対する賛成討論を行います。

本、鋪正予算は、歳入にあつては、理事者側の説明にもございましたように、地方交付税の特別交付分の確定のおくれと、国庫支出金、都支出金及び市債が第八号補正以降に確定いたしましたための補正であります。歳出にあつては一般財源と国・都の支出

御承知のように、積立金は、地方自治法第二百三十三条の二に「歳計剰余金の処  
分として、各会計年度において決算上剰余金を生じた時は、剰余金の全部又は一部  
を翌年度に繰り越さないうで基金に繰り入れることが出来る」ということを受けて、本市  
においても福生市都市施設整備基金条例が設置されてゐるわけであります。

ちなみに、昭和五十年年度決算における他市の基金の状況を調べてみました。が、基金額は、武蔵野市にあっては十七億円余り、調布市にあっては十一億円余りと、各市とも相当額を基金として積み立てておるのが現状であります。本市にあっては五十年年度決算における都市施設整備基金は二億七千万円余りであります。本市におけるこの

基金は財政的な役割、すなわち収入役室におけるかなぐりの役目をも果たし、一時借入金  
金の利息をも補っているであります。申し上げるまでもなく一家にあつてその日限り、  
その月限り、その年限りの生活をしてゐる方は少ないと思われれます。余裕があれば、いや  
余裕がなくとも、当然将来に備えておくのがごく普通の家庭であると思ひます。地方  
公共団体とはいへ同じことが言えると思ひます。あればあるだけ、なければ赤字では、  
市民福祉にはつながらない(拍手)断言できると思ひます。

本補正によつて本年度一億三百八十八万五千円が都市施設整備基金として積み立  
てられるわけですが、経済は、絶えず変動を重ねております。全く予想のつかない  
不況がつ訪れるかだれも予想はできません。そのときに、弱者救済のための福祉予  
算にも使用でき得る基金は、四万七千市民がひとしく望むところであると思ひます。

したがひまして都市施設整備基金積立金が歳出の主目的である本九号補正  
予算に対し、賛意を表し賛成討論といたします。(拍手)  
○議長(貫井喜代次君) 以上で討論を終わります。

これより議案第二十号につき、起立により採決いたします。  
本案について原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(貫井喜代次君) 起立多数であります。よつて議案第二十号は原案どお  
り可決されました。

○議長(貫井喜代次君) 次に日程第十九閉会中の継続審査申し出についてを議  
題といたします。

総務及び建設委員長から、目下両委員会において審査中の案件について、  
会議規則第七十条の規定により、お手元に御配付し、あります申出書のとおり、  
閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りいたします。  
本件は申し出のとおり閉会中の継続審査に付することにいたしましたと思ひますが、  
これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(貫井喜代次君) 御異議なしと認めます。よつて本件は申し出のとおり閉会  
中の継続審査に付することに決定いたしました。

議二十  
反対討論  
賛成討論  
閉会中の継続  
審査申し出  
特定事件の  
継続調査  
六  
議十七  
議十八  
陳二  
討論

○議長(貫井喜代次君) 次に日程第二十特定事件の継続調査についてを議題とい  
たします。

委員会の特定事件について三常任委員会から継続調査の要求がありましたの  
で、お手元に御配付の特定事件継続調査事項表のとおり閉会中の継続調査に  
付したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(貫井喜代次君) 御異議なしと認めます。 よって本件特定事件は閉会中  
の継続調査とすることに決定いたしました。

○議長(貫井喜代次君) 以上をもって今日の日程は全部終了いたしました。  
会議を閉じます。

これをもって昭和五十二年第一回福生市議会定例会を閉会いたします。  
午後一時四十分 閉議・閉会

署名議員

福生市議会議長

貫井喜代次

議員

村尾 平次

議員

鈴木 原次郎

議員

山崎 良之助

福鹿苑第三千八百六十四号

昭和五十二年三月十五日

福生市長 石川 常太郎 ㊦

福生市議會議長

議案の訂正について

昭和五十二年第一回福生市議会定例会に提案する議案について、次のとおり訂正したので、よろしくお取り計らいくださるようお願いいたします。

議案第十三号 昭和五十一年度福生市一般会計予算

| 訂正箇所              | 誤         | 正        |
|-------------------|-----------|----------|
| 28頁の物品委託収入の欄説明の項中 | 公用自動車委託収入 | 不用物品委託収入 |